

## 平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会9月定例会議事録

- 1 日 時 平成29年9月13日（水）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、矢野監事、  
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、  
高梨勇、熊澤繁雄、弓達茂、小島清計、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、  
前田積、青木三郎、古谷宏、鈴木健司、小山博美、永澤鐵男の各委員  
防災対策課（入澤主幹、廣瀬課長補佐）、福祉政策課（服部主幹他）、  
障害福祉課（金川担当主査）、高齢福祉介護課（三澤担当主査）、  
資源循環課（熊澤主幹他）、環境事業センター（加藤課長補佐他）、  
都市計画課（小泉課長補佐他）、  
市民自治推進課（富田課長、永倉課長補佐、小松担当主査、竹井主査）  
事務局（安藤、長野）
- 4 会議の経過
  - (1) 開 会 後藤副会長
  - (2) あいさつ 細田会長
  - (3) 議 題
    - ① ホームページの管理運営について  
真野ホームページ管理運営チーム会議リーダーより、資料に基づき説明した。
    - ② 先進都市視察について  
事務局より、資料に基づき説明した。  
日程：10月23日（月）、24日（火）の2日間  
視察先：栃木県足利市、群馬県前橋市の2市  
視察項目：栃木県足利市：足利市高齢者見守り事業について、  
群馬県前橋市：自転車を活用した活力あるまちづくりについて  
主な質疑は次のとおり。  
(問) 負担金については、領収書は発行されるのか。  
(答) 事務局より、領収書は発行させていただく。
    - ③ 研修会について  
事務局より、資料に基づき説明した。  
日程：11月25日（土）午後2時30分～午後4時  
場所：市役所本庁舎4階会議室1～3  
内容：(1) 防災訓練での情報伝達及び安否確認訓練について  
(2) 茅ヶ崎市のまちづくりの現状と今後の展望について  
研修会終了後、懇親会を予定

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤副会長より、茅ヶ崎市内の8月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺については、8月は市内で5件発生している。南湖地区1件、海岸地区は東海岸北で2件、湘南地区は浜見平で1件、浜須賀地区は松が丘で1件ということである。注意をお願いします。私の家にも振り込み詐欺グループから電話があった。また受け子を逮捕した事例もあった。身近にこんなことが出たということで、地域の中ではたくさん事例があると思うので、十分注意していただきたい。来月、市社会福祉協議会で福祉まつりがあり、中学生に寸劇をやっていただく。その中学生に参考に見てもらうため、安全対策課から振り込み詐欺対策のDVDを貸りた。いろいろな対応をしながら振り込み詐欺を減らしていきたいと思っている。

また、自転車盗が相変わらず多い。交通事故も自転車事故が多いということで、十分気をつけていただきたい。

主な質疑は次のとおり。

(問) 現在までの被害の状況は、どのような状況か。

(答) 8月末現在で、被害金額1億5千300万円、件数75件である。前年同月比2千70万円、31件の増ということである。

(問) 警察に受け子が逮捕された事例で、被害はあったのか。

(答) 受け子の件は未遂であり、これから受け取りに行くようだったので鞆の中には名簿が入っていたということである。

(会長) 防ぐには声をかけるしかないと感じるので、我々も周辺にいる人になるだけ声をかけることが大切だと思う。

(イ) 鶴嶺東まちぢから「スクラム」2号の発行について

小室会計（鶴嶺東地区）より、資料に基づき説明があった。

広報部が中心となって第2号を発行した。広報の中のメンバーに編集とか広告などに大変精通している人がおり、広報部長が原案を打つとそれをアレンジメントしてくれている。9,500枚の印刷で1万5千円から1万6千円の費用で済んでいる。お気づきの点があったらご指導いただければと思う。

(ウ) 「まちぢ茅ヶ崎」第4号の発行について

関野委員（茅ヶ崎地区）より、資料に基づき説明があった。

表題には第4号となっているが、第3号までは南北に分かれる前に出されていたもので、新しく再編されてからは第1号になる。住民の方々の話を聞くと、連合会との区別がつかない方もいらっしゃるの、まちぢから協議会について紹介したいということで1ページを使って説明させていただいた形になっている。

(エ) 「小出子どもの街宣言」リーフレットの発行について

矢野監事（小出地区）より、資料に基づき説明があった。

今から15年前に推進協が中心となり「子どもの街宣言」を茅ヶ崎市に先駆けて宣言した。社会環境が変わり、現在にあったものに作り替えたかどうかということで、まちぢから協議会の子ども育成部会が中心になり、新しい街宣言を事業認定を受けて、その中で発行させていただいた。

小出の宝であり、将来の小出を支えていく子どもたちを健全に安全にということで保存版として発行し、各戸配布するとともに小・中学校そして施設等にも配布し、地域全体で見守っていこうというものである。

イ その他

(ア) 市民自治推進課長より、茅ヶ崎地区市民集会で取り上げられた自治会加入促進のテーマについて報告があった。

9月10日（日）に茅ヶ崎地区の市民集会が開催された。その時のテーマとしてもあげていただき、最後に市長から総括的な話をさせていただいた中で、特に今、皆様にご協力いただいている地域での避難行動要支援に関する見守りであるとか、様々なところでまちぢから協議会がスタートしていてもやはり基盤となるのは自治会だということを改めて市長の言葉を聞いて感じたところである。そういったところで市長も言っていたが、自治会に関する地域での課題であるとか、悩み事があればもちろんそれには市としても自治会加入促進に向けての取り組みはできないだろうかとの投げかけをいただいたところである。少しお時間はいただくかもしれないが、また改めて市民自治推進課もその辺について考えていきたいと思う。

また、市民集会の中で一つ事例として紹介があり、また提案があった事項としては、自治会連絡協議会で皆様に活動していただいた時に「自治会加入プロジェクトチーム」というものを平成23年度から25年度にかけて立ち上げ、役員の皆様と市の職員が一緒になって自治会への加入促進について検討してきた。それから5年くらいが経過しようとしているが、そういうものも今後検討されたらいかがかというお話も伺ってきたところであるので、またそういうタイミングが必要となったらぜひ協力させていただきたいと思っている。以上である。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会広報紙「おひさま」の全戸配布について（依頼）

福祉政策課主幹より、資料に基づき説明があった。また篠原委員（民児協会長）からは協力依頼があった。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 神奈川県からの「防災啓発ブック」の配布について（依頼）

防災対策課課長補佐より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

（問）ポスティングは誰がやるのか。

（答）県が業者に委託しポスティングをする。皆様の手を煩わせることはない。

② 避難行動要支援者支援制度パンフレットについて

防災対策課主幹より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

（問）各地区への説明はまだ終わっていないと思うが、終わっていないのにこのような資料を配布するのか。また、本来の趣旨は、ハンディ等をお持ちの方々をみんなで助け合いましょうという趣旨でただ顔の見える関係とか、あるいは声を掛け合いましょうということだけではなく、最後は自助でも共助でも無理な場合はいち早く状況を伝えてその人を早く生命の危機から救い出しましょう、あるいは財産を守りましょうというのが、最後の部分である。最後にそういう情報を集めたならば、公的機関にいち早く情報を提供してくださいという文面があったはずである。それが外れているという事は意図的なのか、忘れているのか、この2点を伺う。

（答）全地区まだ回り切れていないのにこれを出してしまうのかという事については、いくつかの地域をすでに回らせていただいているが、その中でこの制度についてわかりにくいという意見が多々あったことから分かりやすくイメージしていただくためにこのパンフレットを今回作成させていただいている。既に説明会が終わった地域については、単独で自治会長にご相談をさせていただき、地域については後日配布という事も考えている。これから説明会に伺わせていただく地区については、こちらのパンフレットを活用してより丁寧な分かりやすい説明を心掛けていきたいと考えている。

また、最後の情報提供として市がどのようなものが必要かというところをここに記載すべきではないかというご質問については、おっしゃるとおりかと思う。ここについては事実として漏れている部分があるかと思うが、情報受伝達又安否確認の方法等については、各地区を事前に回らせていただこうといったものが市が情報として必要であるという事を情報受伝達用紙を作成したので、その中でお示ししご理解をいただきたいと考えている。

（問）資料の黄色のリーフレットの中にも制度のイメージ図で矢印が一方だけになっている。茅ヶ崎市と避難行動要支援者とは矢印が上下になっている。茅ヶ崎市から避難支援等関係者へ一方通行、避難支援等関係者は避難行動要支援者について一方通行。資料の中にも避難支援等関係者というのは、次のページにも書いてある通り自治会やまちぢから協議会とか、もろもろのものが入っていて、それが茅ヶ崎市に対して情報提供というものがある。大きなミスイクだと思うがその辺の認識はいかがか確認させてほしい。

(答) おっしゃられているのは、以前の茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）の中で、同じようなイメージ図があり、そちらの中では茅ヶ崎市と避難支援等関係者との矢印は双方向の矢印になっている。今回お示ししたリーフレットのイメージについては、広く多くの方々にこの趣旨を分かりやすくお伝えするために循環するようなすべての避難行動要支援者の方、避難支援等関係者、茅ヶ崎市が名簿を活用して名簿の提供、見守りというような形で示したものになっている。計画書とは違いがあるがこれですとやるというのではなく、今のご意見も踏まえ改正するときにはこの部分について分かりやすくしていきたいと考えている。

(問) 根本的なところが大事なところである、どんな人にも使えるというのがこれである。出来あがっていることがおかしい。できる前にこのような会議にかけるべきである。いいものを作るべきである。いかがか。

(答) おっしゃられるように全体計画の中の矢印と今回作成させていただいたパンフレットの矢印に相違があったことについては、地域に回るときに丁寧にご説明させていただきたいと考えている。よろしく願います。

(問) 説明で大事な部分が抜けているという事は、資料として不適切、不親切だと思う。訂正していくべきだと思う。

(問) 一言、避難支援等関係者と茅ヶ崎市は矢印が双方向になりますと言えばそれで話は終わりである。

(問) 公助の救助要請の提供を言う事が矢印の具体的な説明になる。矢印の矛先をつければいいというものではない。そういう資料が片方にはありそれを抜かしたというのは、深読みをしなくてはいけない。何かがそこにあるのなら別だが。単純ミス、大きなミスである。前に言っているように、大事なところの起承転結の結の部分を自ら取ってしまっている。深い意味があるのならここで説明していただきたい。

(答) おっしゃられるように、矢印は双方向であるべきだと考えている。

(問) チラシは大量に印刷しているのか。避難支援等関係者とは自治会等大事な部分である。そこを抜かしているのは上手くない。

(答) 次回の定例会の場にもう一度新しいものを作成し、案という形でお示しさせていただきたいと考えているがよろしいか。

(会長) 了解した。よろしく願います。

### ③ 準防火地域の指定拡大について

都市計画課課長補佐より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 約330ヘクタール増えたという事だが、資料の地図のどこの部分が増えたのか。

(答) 色の濃い点線で囲まれたエリアが330ヘクタールのエリアで、JR東海道線南側だと鉄砲道から南側のエリアが入る。

(問) 建築するにはどのように変わってくるのか。

(答) 火災に強い地域という事になるので、再度建築する際には窓や軒裏と言われるところ

が外からくる火を受けにくいような状態にする為に、例えば窓ガラスを網入りのガラスにするなどの処置が必要な地域になる。

(問) 濃いグレーの点線のところが新たに準防火地域で、薄いグレーのところが現在指定されている準防火地域、それからもっと薄いところは工業地域とか商業地域、あと無指定のところがある。ゴルフ場のある北の方はどうなのか。

(答) 制度としては、準防火地域は市街化区域内に指定ができる制度になっている。白いところに関しては現状のところ建築基準法の第22条が制限としてかかっているエリアになっている。

(問) 白いところは市役所の周りなどにもあるが、これは商業地域などでもっと厳しいところなのか。

(答) 基本的に準防火地域は住宅系のところを定めていくという方向性で考えており、資料の地図の北茅ヶ崎駅の左側に関しては工業地域になっていて、工場のところに関しては現在のところは指定をしていないという状況である。

(問) そうすると建物は燃えやすい建物でもよいという事か。

(答) 工場は、工場立地法やその他様々な法規制がかかっている。また準防火地域に指定がされることにより、増築行為等をするるとすべてに関してその制限をかけなければならないということが出てくる。例えば、かなり大きな工場で事務室スペースを少し増やすといった場合でも、すべてに対して準防火地域の仕様にするとなると作業環境をよくするという関係はあるが、かなり投資費用がかかるという事になるので、逆に言うと工業とかの衰退にもつながりかねないという事もあり、そういう観点から今のところは見送っている状態である。

(問) 市街化調整区域以外のところは何処ですという事をわかるようにしておいた方がよい。

(答) 工夫させていただく。

(問) 資料に「建築物の新築・増改築をする場合、防火措置等が必要です。」と書いてあるが、新しい家を造った時に防火措置等の1つとして、感震ブレーカーを付けさせることについて、難しいとは思いますがどのように考えているか。

(答) ご意見のとおりで、出来れば義務化が望ましいが、現状のところそのような制度化はかなり厳しい状況である。そこで、建築行為をする場合に建築指導課に届け出があるので、その際に感震ブレーカーについておすすめさせていただいている。

(問) 準防火地域という事で、少し制度が出来ることは良かったなと思う面があるが、松風台のようなところは、ほぼ平均的に50坪ぐらいの家が並んでいる。今は住宅協定があるので、隣地との距離を1メートル以上は確保するという独自のルールを作ったが、その間に建てられた建物は通路がほとんどなかったり、屋根が重なり合うような建て方がされたり、増築の場合はぎりぎりに家が並んでいる状況で避難の余地もないような建て方であった。それで、もう少し明確に茅ヶ崎市は、準防火地域についてはこういう設定をするとしていただくと、まず業者の方が気を使って建築についてのかかわりを持っていただける。防災上、庭には樹木をしっかりと植える、通路の幅を確保するとか、

窓はこのようなもので作ってほしいとかがあると業者側の考えが明らかになり、早くて非常に助かる。その辺の考えはどうなっているのか。

(答) 準防火地域というのは、法律で定めており建築基準法の中でも明確に定義がされている。建築確認をとる際に確認をする事項になってくるので、ここに関しては大丈夫と思う。居住環境をより良く守っていくということに関しては、松風台は頑張っているエリアである。都市計画の制度としては、皆様の合意が必要となるのでなかなか難しい内容になる。ただ地域の皆様でより良い住環境にしていきたいということであれば、以前、美住町のエリアで行った地区計画制度がある。この制度は、私たちとしても勧めていきたい内容なので、ぜひご相談をしていただければと思う。

④ 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（改訂）（素案）について

資源循環課主幹より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 一番悩んでいるのは、ごみ集積場の設置である。条例上、特定開発業であれば8戸家を建てれば1か所ごみ集積所を設置しなさいという決まりがあり、市の方もそれで指導されているようである。ところが、従来の1つの区画が分割され4つに分かれて新しい家が出来たりする。そうすると新たに入ってきた人も以前の集積所に捨てさせてもらえればいいが、いろいろな関係で拒絶される場合がある。その時に私どもとしては、環境事業センターの方から8世帯が原則で新たなごみの設置場所を認可しているという形で言われるが、その定めは従来のところは何も定めはない。特定開発事業者にだけあるが、他のところについて口頭で相談したら8世帯ないとだめと言われた。何を根拠にそういうことを言うのかというと、それはお願いであると。自治会としてもどうしようもないところについては、8軒なくても例外的に認めてほしいという事で、従来やってきている。ところが先日あった案件では、新たに規定が出来てそれが出来なくなったと言われた。いつ、どのように変わったのかと言ったが、担当者は何も言えなかった。今回のこのことについては工夫をし、特に新たなごみの置き場を設置しなくても良かったが、今後もどんどん出てくる。ごみ置き場は数が多ければいいという事ではないが、自治会の悩みも良く汲んでいただき、多少相談の中でやっていく姿勢を持つとか、苦勞を我々にかげさせないような、藤沢市がやっているような戸別の有料とか、そういうことも十分検討してもらいたい。今回また申請が出てくるが、もう少し実態を踏まえて第一線で頑張っているのは自治会なので、その辺をよく現場の意見を聞いて行政指導や職員の方の指導をお願いしたい。

(答) その件は私も聞いており、開発事業による8世帯、こちらは条例で決まっている。8世帯以上の開発行為をする場合は、置き場を1つ作らなくてはいけない。担当者はお話しさせていただいた時に考え違いというところがあり、お話しした後に私の所へ報告があり、条例で決まっているというところで間違えてお伝えしてしまったという事があった。おっしゃられるように特定開発事業で8世帯以上つくる場合は必ず1か所設けなくてはいけないが、通常の自治会のところで決めていただく分については、あくま

でもお願いという事で、条例で決まっているわけでもないのだからこちらについては相談させていただき、致し方ないというところであればご相談に乗らせていただくのもまた個別にご相談していただければと思う。

(要望) 私は担当者の方に理解できないので私の方に連絡くださいと言ったが、何の音さたもない。どのように職員を指導をしているのか、指摘があったら真摯に対応するような態度が行政にはない。我々がおかしい、わからない、教えてほしいと言っているのなら、電話の一本もしてほしい。何の回答もない。一生懸命に行政に協力してやっつけようとしているのにそういう気持ちが失せる。それについて職員の方の教育、環境事業センターの仕事に対する態度、もう少し住民目線でやってほしい。よろしく願います。

⑤ 意見交換会「これからのごみ処理に係る課題について」の開催について  
資源循環課主幹より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) お金がかかるという事はよくわかったが、一般廃棄物処理基本計画(改訂)(素案)の主な改訂内容で、「剪定枝資源化について、重要検討施策として位置付けました。」どう位置付けたのかよくわからない。「バイオガス化施設整備について、導入の見直しを行いました。」何をどう見直すのか、骨子だけでもお話し頂かないとよくわからない。それと説明会をやるという事でそこで説明をしますというのであればそれでもいい。

それと60パーセントの自治体がすでに有料化を実施していると、それで収入が結構増えるという、そこだけ見ればおいしい話ではあると思うが、戸別収集を実施すると有料化で入ってくるお金よりもはるかに費用がかかってしまうのではないかという話をいろいろ聞く。この60パーセントの自治体有料化を実施しているという話がどのくらいあるのかというこの辺のところについてお聞きしたい。茅ヶ崎市にはほかにいろいろ問題があって、資源ごみなどにより自治体に補助金を出している。かなりの額と思う。逆に言うとそれらを全部やめると袋を売るよりお金が出てくるのではないのかという節があるが、その辺のことは説明会で聞けば教えてくれるのか。確かに施設が老朽化してお金がかかるなどいろいろ大変だという事はよくわかった。しかし、自治会や市民の素朴な質問に、要は有料化しないと大変だというふうに素直に読めばそうとれるが、もっといろいろな角度から質問があるので、その辺にお答えいただけるものか。そもそも1時間の説明でこの話が地域で納得できるとは到底思えないがいかにか。

(答) 今、おっしゃられたような資料については、すべてご用意させていただく。一部についてお答えすると、藤沢市、大和市は両市とも戸別収集をやっているが赤字のようである。おそらく本市で考えた場合でも歳入を食ってしまうのかなと想像できる。仮に本市で戸別をやるという話になった場合は、その辺も考えなくてはいけないと考えている。

(問) ごみの問題は、いろいろな面から現実にたくさんあるという事は主婦の側からすると長い間悩みがある。私もレシートが資源ごみになるという事をごく最近知った。先程、資源になるごみが普通に捨てられているという事はおっしゃる通りだと思う。それで



その資源となるものの入れ物などを、例えばステッカーを貼って、こういうものはこういうところに捨てておいてください、それはいずれ資源になるものだというのが一般の人達に分かるようになるまで説明していただかないと、面倒なものはみな燃えるごみに入れている。その辺が一番問題なのかと思う。結局いろいろなものを捨てて、そのままごみの袋が回収されないまま置かれて環境部の人達が苦勞しているのも現実にある。細かい区分で市の方が徹底したいということでやられているのだろうと思うが、末端の市民には浸透していない。もう少しわかりやすいようなごみの捨て方を丁寧に指導しないと全然浸透はできないと思う。

私たちが朝からビン、カンその他の時には3つの拠点を周って歩いて状況を確認している。それでもなおかつもっと厳しくやらないといけないというのが1つの問題、それから有料化の話在近所の人達とかでするとかなり賛成の人がいる。それはなぜかという、自分の門のところまで取りに来てくれるからというのが一般の理解である。こんなに財政的に困難でいろいろ問題を抱えているから市の状況からすると有料化を図らなくてはいけないという事は想像すらしていないと思う。説明するに際しては、その根本から皆さんの気持ちが反映できる説明会にさせていただかないと本当の理解にはならないと思う。

(答) おっしゃっていただいた通り、市民の方になかなかこういうお金の話については、今まで出でてきていない。なるべく情報は全部出したうえで、ご意見をいただきたいというのが今回の意見交換会の趣旨であるので、ご意見いただいた通り、本当に包み隠さず情報を出したうえで、ご意見をいただきたいと考えている。

なお、資源循環課にせよ、環境事業センターにせよ、市民の方から問い合わせが1番多いのは、紙の分別とプラごみの分別である。特に紙ごみについては、今、別にチラシを作る予定であり、わかりにくいのを分かりやすくするようなチラシを作って、改めて皆様にご協力いただきたいと思う。

(問) まず、説明時間の問題である。おそらく1時間という話だと紛糾したまま強制的に終わらせなくてはならないという状況になるのではないかと心配している。それと有料化という話になると、かなり戸別収集というイメージが強くなってくる。ごみの収集場所は現状のままで何ら変わらないという形になると、その辺かなりうまく対応してもらわないと収集の件数その他も含めて戸別の問題と並行してやっていかないとお金だけ取るような形になったんだけど、出し方だとか場所だとか何ら変わらないじゃないかという事になれば、また別の意味で問題が発生してくるのではないかなと大部感じる。なので、いわゆるその辺がどのくらい柔軟に対応できるような考えがあるのか、この個別の説明会をやった時にいわゆる出てくる意見として、一般ごみだけではなくて、プラごみだとか資源ごみだとか、そういう置き場の問題にかなり広がっていく可能性が必ずあるので、この時間ではせっかく説明していただくのに議論がまとまらないどころか、後に言い切れなかったとか課題だけ残って終わりになるような気がする。この辺も含めて再検討していただきたい。

(答) 確かに時間については1時間から1時間半と申し上げたが、2時間くらいが限度なの

かと思うので、その中でコンパクトに説明できるように資料の方をもう一度見直して考えさせていただきたいと考えている。

また戸別収集については、戸別収集のニーズがどれだけあるのかつかめていないところもあるので、その辺も当然意見交換会をやった時に戸別の話も出るのが予想されるので、逆にどのくらい要望があるのかというところをきちんと見極めていきたいというふうを考えている。

(問) 改めて茅ヶ崎市のごみの問題点について、今、説明を受けてマクロではよく理解したし、大変な状況という事はある。今後、益々新しい住民が増え難くなる。茅ヶ崎市のごみの問題としては、ごみの集積所の確保というのは非常に難しくなっているんだという認識を持っていただき、ましてやそういう状況になるのに、私が苦情を申し述べたようなそういう窓口の指導が間違えた指導をするようなことになっているので、その辺を環境部としてもごみの置き場の確保、これは資源両方ともできる出来ない範囲はあろうと思うがその辺も大きな課題であるという事を認識をいただいて対処いただきたいと思うので、今後ともご指導のほどよろしく願います。

(答) 承知した。ご迷惑をおかけし申し訳なかった。

(問) 先程の説明で藤沢市と大和市の事例で有料化で戸別でやっていて、大和市は一人当たり1,430円、藤沢市は1,509円で、これで赤字だという話であった。茅ヶ崎市が希望する黒字で経営するには一人当たりの負担金額がいくらになるのか、地域に来ての説明会の時にはそういう数値もお持ちいただきたい。3,000円になるのか、5,000円になるのか、一つの判断基準となる一人当たりの負担額というのも出していただきたい。

(答) 今、有料化をやるような話になっているが、市としてはやるというふうに決まっているわけではなく、有料化も本当に検討しなければいけないんじゃないかというところでご意見を頂きたいというところである。仮に茅ヶ崎市でやるのであればいくらかという事であるが、大和市も藤沢市も職員だけでは戸別収集はできず、一部委託をしている。そこで費用がかかってしまうというところで、茅ヶ崎市がどのくらいのお金を使えば戸別収集できるのかという事がまだ見えていない状況なのでいくらという事は今出せない状況である。現在現場調査をしつつ、シミュレーションをかけているので、個別の自治会説明の中でお話ができるかもしれない、そんな状況である。現状では、他市の状況を参考にお金の話が出来るだけで、茅ヶ崎市としたらいくらになるのか出せる予定はない。

(問) ごみの集積所の関係だが、私の方は自治会長を長くやっているが、集積所の関係は出来るときに8軒とか4軒でも一応自治会長のところには開発業者が来るから合意だけはしなさいよという事で、それでもう1つここは協議の場なので何でも言ってもいいと思うが、環境指導員は今何人いてどういうふうな指導をしているのか。自治会長よりも環境指導員がごみの問題は積極的に運動しなさいという事で環境指導員は作っている。その人たちをどのように指導しているのか、そこを教えてほしい。

それで、茅ヶ崎市の場合は、聞くところによると戸別収集を有料化しないのではない

かと私は考えている。集積所関係で有料になった袋をそこに出していただいて収集をしようかなという考え方である。戸別収集をやったら先ほど言っているように市の職員だけではできない。分別収集と同じである。だから分別収集を今しているが、事業者が何人でいくらで委託をしているのかその辺も話した方がよい。そこまで考えて会議の時には資料を出すように願う。

(答) 資源の収集に委託料はいくらかというご質問については、約4億5千万円である。基本的にこういう数字を用意し意見交換会するつもりでいるのでお尋ねいただければ答える準備をしていく。

(要望) 海岸地区は住宅密集地でクラスターのナンバー1、2の地域だが、ごみの問題も1番の問題である。狭隘道路が非常に多い。そうすると各1軒1軒、最低60センチくらいのごみ置き場を自分で作るというふうなかたちになると、これは建築基準法の確認申請をおろすときの問題になってくる。新しく作るにはごみ置き場を道路に面したところに作りなさい、そういうことをきちっと行政の義務付けとしてやっていくと段々自分の家のところのごみは自分で責任をもってきれいに始末すると、それで少なくしてそれがまた有料化のセットになるかもしれないが、そうするとただ資源循環課だけの問題ではなく、建築、道路行政と両方が絡んでくるという事で、この話には資源循環課だけでは解決できない問題もたくさんあると思う。そういうことで横のつながりをもってそういう事も都市政策課とか道路課と相談しながら狭隘道路の解決、解決できなければこれから新築住宅、それからアパートに関しても責任をもって自分のところの場所にごみ置き場をきちっとセットさせるという行政指導をそういう事も絡めて全体的にやっていかないといけないと思う。有料化は決して反対ではない。そういう事で、結局市全体が一体となってこの問題に取り組んでもらいたいと思う。

(問) 先程からこの説明会の時間の問題の話もあったが、ちょっと整理してやらないと今、戸別収集というのは本当に要望があったらやりそうな話をしていたが、出来ないのであればこういうわけではできないので、今回は戸別収集は話の中にはありませんとか言わないといろいろな話が出て、2時間、3時間かかってしまう。市として戸別収集は、今回は考えていないと。何のためにできないのかというのは資料を出してもらいたいと思うが。そういう整理をしてやらないとこんなに広くやったら何時間やってもはっきり言って終わらない。

(答) 戸別収集については、先ほど申し上げたが、出来る、出来ないは、まだ検証できていないので申し上げられない。白紙の状態の上にこの意見交換会で何らかの意見をいただいてそれを集約したいと考えている。なお、有料化については、検討せざるをえないところに来たと考えている状況で、ありきではないということである。

(問) 一つ教えてほしい。現在、市では分別収集している。資源物等々に対して、各自治会130いくつかある。そこに補助金を支給している。その補助金の年間の支給額はどのくらいかというのをわかっていたら教えていただきたい。

(答) 補助金であるが、概算でここ数年来、年間3,500万円から4,000万円くらいである。

(問) 環境指導員という制度は条例で定まった制度で、一人年間で28,000円の支給がある。私ども、東海岸南三丁目自治会では環境指導員を置いていない。というのは関係者全員に環境指導員を引き受けてくれとお願いしたところ、ごみの問題など環境の問題について携わる事は地域の為で決していやではない。ただ28,000円というお金を個人でもらう。個人でもらうとプレッシャーがかかりとても引き受けられないという事で、自治会の役員が環境担当を置いて地区の環境指導員と同じような仕事をしている。自治会に環境補助金という形の中に含めて払ってくれという話もあったが、ただその話は法律の規定があるのでそういう形はとれないという事で今に至っている。私も環境指導員以上に配慮しているのだから、そういう事から環境指導員制度も法律的な絡みがあると聞いているが、それについてどういうふうにするのかお聞かせ願いたい。

(答) 環境指導員については、市の条例でも特別の非常勤嘱託員という個人の位置づけで規定をしており、その報酬という形で年間28,000円をお支払いしている。今のところ各団体という事に見直すとなると、相当の労力やいろいろな関係団体との話も必要になり、条例の方も変える必要がある。非常勤嘱託員という個人の方に市長が委嘱をしているという事で、今のところ団体単位でというところは申し訳ないが、今この場では出来る、考えますとは申し上げられない。

(問) リサイクル率の話で0.5パーセント下がっている。鎌倉市が48パーセントとかで何かすごく差があるように思うが、資料の出し方として0.5パーセントだとのくらいのもなのか。そういう下がっているのを無理やり説明するために作った資料になっているので出来れば鎌倉市はこうだから48パーセントとか言わないと資料にならないと思うが考慮をお願いします。

(答) リサイクル率については他市の状況とか、何が理由でそのリサイクル率が算出されたのかわかるような資料をもって説明会に臨みたいと思う。

(会長) 個別説明に入る前に、もう少し資料を話の流れに沿ってコンパクトにした資料に見直してもらった方がよい。地区で説明するときは、話す方向性を冒頭でしっかり話してもらおうこと。有料化ありきではない、戸別収集ありきではない。何のために今日説明に来ているのかとか、そういうことを前段で話さないとどんどん話が広がってしまうから、そうするとまとまらなくなってしまう。本筋はいろいろ意見を吸収したいのだから。その辺きちんと整理をして対応していただければありがたいと思うのでよろしく願います。

(5) 閉 会 植松副会長